

# 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案の概要（予算関連法案・一括法案）

※ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（RI法）  
放射線障害防止の技術的基準に関する法律（放射線審議会関係）

## 背景

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、新規規制基準が整備され、再稼動の前提となる審査が進捗する一方、運転段階の安全を確保する検査制度や放射性同位元素に係る規制の見直し・強化により、さらに安全水準を高めていくことが喫緊の課題。平成28年の国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）報告書でも、これらの充実・強化を勧告。
- また、原子力発電所の廃炉が本格化していく中、廃止措置が適切に進められる規制制度の整備も必要。

## 法律改正の主要事項

### 1. 原子炉等に係る規制関係

【検査制度の見直し】（要綱第三、新旧p89,92,133～137等）

○原子力施設の検査は、現在、様々な対象ごとに細切れで実施し、その結果の適否を指摘するにとどまっている。これを、事業者の安全確保に関する活動すべてに検査の網をかけ、懸念事項を重点的に確認するなど、メリハリのある検査とし、**一層の安全性向上につなげる**。

○具体的には、事業者が原子力施設の基準適合性を維持し、その状況を**自ら検査する義務**を課した上で、**原子力規制委員会が事業者の保安活動全般を常時チェックできる仕組み**（「いつでも」「何にでも」国のチェックが行き届く仕組み）とする。

○さらに、発電所ごとに保安活動の水準を**総合的に評定**し、次の検査に安全の実績を的確に反映させる。これにより、事業者が主体的に安全確保の水準の維持・向上に取り組むことを促す。

【廃炉に対応する規制整備】（要綱第二、新旧p26,38,41等）

○事業者は、事業開始段階から施設の解体廃材の発生見込み量等の**施設の廃止措置についての方針**を作成・公表させる。

○炉内等廃棄物の埋設地について**坑道埋め戻しに関する規制を整備**し、炉内等廃棄物及び高レベル廃棄物の**埋設地について掘削等の行為を制限**する。

### 2. 放射性同位元素等に係る規制関係（要綱第五、新旧p181～185等）

○国際基準で定められた危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対し、防護措置を義務づけ、**テロ対策を充実・強化**する（例えば監視カメラの設置、警備員の配置、管理者の選任等の防護措置）。

### 3. 放射線審議会関係（要綱第六、新旧p214等）

○国際的な基準などの国内法令への取り込みを円滑化するため、放射線審議会の所掌事務に、**主体的に調査審議・意見具申を行う機能**を追加する。

## その他の改正事項

核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化、放射性同位元素等の廃棄の円滑化に資する特例の措置等の改正を行う。（要綱第一、要綱第四等）